

1 次世代育成支援対策推進法の一部改正等について

(1) 次世代育成支援対策推進法の一部改正について

ア 現 状

現行の次世代育成支援対策推進法は、附則で「平成27年3月31日限り、その効力を失う」と規定されている時限立法である。

① 函館市福祉計画策定推進委員会次世代部会の位置づけ

当該法律の第21条で、任意設置とされている「次世代育成支援対策地域協議会」として、本部会を設置している。(要綱設置)

② 函館市次世代育成支援行動計画の位置づけ

当該法律の第8条で、市に策定が義務付けられている市町村行動計画として、次のとおり策定している。

前期行動計画	計画期間	平成17～21年度
後期行動計画	計画期間	平成22～26年度

イ 一部改正の内容 (P3～P4 参照)

平成24年8月の法律の一部改正により、市町村行動計画策定が市の義務とされていたものが、努力義務(策定することができる)に改められた。この改正法については、子ども・子育て支援法の施行の日から施行することとされている。

ウ 施行日 (子ども・子育て支援法の施行日)

平成27年4月1日 (予定)

(2) 子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て会議について

ア 設置根拠 法第77条第1項 (市の努力義務) (P5～8 参照)

イ 設置時期 平成25年度中に設置する予定である。(条例設置)

ウ 委員構成 教育, 保育, 子育て支援当事者で構成する予定
(平成25年度中に委員候補を選任する予定である。)

エ 所管する事務

- ① 特定教育・保育施設（幼稚園，保育所，認定こども園）の利用定員の設定に関し，意見を述べること。
- ② 特定地域型保育事業（家庭的保育，小規模保育，居宅訪問型保育，事業所内保育）の利用定員の設定に関し，意見を述べること。
- ③ 市町村子ども・子育て支援事業計画に関し，意見を述べること。
- ④ 当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

注1 特定とは ～ 「施設型給付費」の支給対象施設

注2 施設型給付費とは～ 幼稚園，保育所，認定こども園を通じた共通の給付

注3 家庭的保育 ～ 利用定員5人以下

小規模保育 ～ 利用定員6～19人

居宅訪問型保育 ～ 保育ママ

事業所内保育 ～ 従業員のほか，地域において保育を必要とする子どもに保育を提供

(3) 子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画について

ア 策定根拠 法第61条第1項・第2項（市の義務）

イ 計画の内容

【必須記載事項】

- ① 圏域の設定
- ② 幼児期の学校教育・保育，地域子ども・子育て支援事業に係る需要量の見込み
 - a 幼児期の学校教育の需要
 - b 保育の需要
 - c 地域子育て支援拠点事業，一時預かり等の需要
 - d 延長保育，病児・病後児保育の需要
 - e 放課後児童クラブの需要
 - f 妊婦健診の需要
- ③ 幼児期の学校教育・保育，地域子ども・子育て支援事業に係る提供体制の確保の内容及びその実施時期
 - a 幼稚園，保育所，認定こども園
 - b 地域型保育
 - c 地域子育て支援拠点事業，一時預かり等

d 延長保育事業，病児・病後児保育事業

e 放課後児童クラブ

f 妊婦健診

④ 幼児期の学校教育・保育の一体的な提供を含む子ども・子育て支援の推進方策

(幼児期の学校教育・保育，家庭における養育支援の充実方策を含む。)

【任意記載事項】

① 産後休業・育児休業明けのスムーズな保育利用のための方策

② 都道府県が行う事業との連携方策

③ 職業生活と家庭生活との両立に関すること

ウ 計画策定のための手続き

・「子ども・子育て会議」を設置している場合は，当該会議の意見を聴いて策定する。

・設置していない場合は，子どもの保護者，その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴いて策定する。

○次世代育成支援対策推進法新旧対照表

新（改正案）	旧（現行）
<p>(市町村行動計画)</p> <p>第8条 市町村は、行動計画策定指針に即して、5年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、5年を1期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定する<u>ことができる。</u></p> <p>2 市町村行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>(1) 次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標</p> <p>(2) 実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期</p> <p>3 市町村は、市町村行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>4 市町村は、市町村行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、事業主、労働者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p>	<p>(市町村行動計画)</p> <p>第8条 市町村は、行動計画策定指針に即して、5年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、5年を1期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定する<u>ものとする。</u></p> <p>2 市町村行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>(1) 次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標</p> <p>(2) 実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期</p> <p>3 市町村は、市町村行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>4 市町村は、市町村行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、事業主、労働者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p>

--	--

新（改正案）	旧（現行）
<p>5 市町村は、市町村行動計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるとともに、都道府県に提出しなければならない。</p> <p>6 市町村は、<u>市町村行動計画を策定したときは、</u>おおむね1年に1回、市町村行動計画に基づく措置の実施の状況を公表するよう努めるものとする。</p> <p>7 市町村は、<u>市町村行動計画を策定したときは、</u>定期的に、市町村行動計画に基づく措置の実施の状況に関する評価を行い、市町村行動計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更することその他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p>	<p>5 市町村は、市町村行動計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるとともに、都道府県に提出しなければならない。</p> <p>6 市町村は、おおむね1年に1回、市町村行動計画に基づく措置の実施の状況を公表するよう努めるものとする。</p> <p>7 市町村は、定期的に、市町村行動計画に基づく措置の実施の状況に関する評価を行い、市町村行動計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更することその他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p>

○子ども・子育て支援法

子ども・子育て支援法（抜粋）

第61条 市町村は、基本指針に即して、5年を1期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域（以下「教育・保育提供区域」という。）ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数（第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの必要利用定員総数とする。）、特定地域型保育事業所（事業所内保育事業所における労働者等の監護する小学校就学前子どもに係る部分を除く。）に係る必要利用定員総数（同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）その他の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

(2) 教育・保育提供区域ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期

(3) 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

3 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、前項各号に規定するもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

(1) 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保に関する事項

(2) 保護を要する子どもの養育環境の整備、児童福祉法第4条第2項に規定する障害児に対して行われる保護並びに日常生活上の指導及び知識技能の付与その他の子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項

(3) 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項

子ども・子育て支援法（抜粋）

- 4 市町村子ども・子育て支援事業計画は、教育・保育提供区域における子どもの数、子どもの保護者の特定教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の利用に関する意向その他の事情を勘案して作成されなければならない。
- 5 市町村は、教育・保育提供区域における子ども及びその保護者の置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村子ども・子育て支援事業計画を作成するよう努めるものとする。
- 6 市町村子ども・子育て支援事業計画は、社会福祉法第107条に規定する市町村地域福祉計画、教育基本法第17条第2項の規定により市町村が定める教育の振興のための施策に関する基本的な計画（次条第4項において「教育振興基本計画」という。）その他の法律の規定による計画であって子どもの福祉又は教育に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
- 7 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、第77条第1項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。
- 8 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、インターネットの利用その他の内閣府令で定める方法により広く住民の意見を求めることその他の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 9 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県に協議しなければならない。
- 10 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

子ども・子育て支援法（抜粋）

第77条 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

- (1) 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、第31条第2項に規定する事項を処理すること。
 - (2) 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、第43条第3項に規定する事項を処理すること。
 - (3) 市町村子ども・子育て支援事業計画に関し、第61条第7項に規定する事項を処理すること。
 - (4) 当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。
- 2 前項の合議制の機関は、同項各号に掲げる事務を処理するに当たっては、地域の子ども及び子育て家庭の実情を十分に踏まえなければならない。
- 3 前2項に定めるもののほか、第1項の合議制の機関の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

